

議案第11号

葛飾区行政手続条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

行政手続法の改正を踏まえ、行政指導の中止等の求め等の手続を定めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区行政手続条例の一部を改正する条例

葛飾区行政手続条例（平成7年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条—第36条）」を

「第4章 行政指導（第30条—第36条の2）」

第4章の2 処分等の求め（第36条の3）」に改める。

第1条第1項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

第2条第9号を同条第11号とし、同条第8号中「（昭和22年法律第67号）」を削り、同号を同条第10号とし、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号を同条第6号とし、同条第3号中「法律、法律に基づく命令（告示を含む。以下同じ。）、条例等若しくは法律に基づく委任」を「法令」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号を同条第4号とし、同条第1号を同条第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

① 法令 行政手続法第2条第1号に規定する法令をいう。

② 法律等 法律、東京都条例又は葛飾区条例をいう。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第6号中「法律、法律に基づく命令又は条例等の規定」を「法令」に改め、同条第7号中「かかわる」を「関わる」に、「法律、東京都条例又は葛飾区条例」を「法律等」に改める。

第13条第1項並びに第2項第5号及び第6号、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項並びに第22条第3項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第30条中「第2条第8号」を「第2条第10号」に改める。

第33条中「命令」の次に「（告示を含む。以下同じ。）」を加える。

第35条第3項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、区の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

① 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

② 前号の条項に規定する要件

③ 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第36条の次に次の1条及び1章を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第36条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律等に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が法律等に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした区の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

① 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

② 当該行政指導の内容

③ 当該行政指導がその根拠とする法律等の条項

④ 前号の条項に規定する要件

⑤ 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

⑥ その他参考となる事項

3 当該区の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第36条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律等に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する区の機関又は当該行政指導をする権限を有する区の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

① 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

② 法令に違反する事実の内容

③ 当該処分又は行政指導の内容

④ 当該処分の根拠となる法令又は当該行政指導の根拠となる法律等の条項

⑤ 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

⑥ その他参考となる事項

3 当該区の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

別表1の項中「第35条第2項」を「第35条第3項」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。